

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	団体漁業種又は個別漁業種の別	関係地区	条件
伊珠区第1号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市浅海地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市浅海原甲550番地地先の投光器柱 B 松山市浅海仙波谷川河口西側護岸東角 点 ア Aから315度150メートルの点 イ Aから315度450メートルの点 ウ Bから315度460メートルの点 エ Bから315度160メートルの点	団体漁業種	松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、土難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田	別記2及び4のとおり
伊珠区第2号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市堀江地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市堀江町堀江港東防波堤東側付根から北へ直線距離620メートルの標識 B 松山市堀江町と同市小川の境界標識の鼻西端から南へ200メートルの標識 点 ア Aから289度40分見通し250メートルの点 イ Aから289度40分見通し500メートルの点 ウ Bから256度30分見通し500メートルの点 エ Bから256度30分見通し250メートルの点	個別漁業種	松山市堀江町	別記2及び4のとおり
伊珠区第3号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町高浦及び同町佐市地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町高浦崎標柱 B 西宇和郡伊方町佐市北側防波堤基部より68メートルの標識 点 ア Aから西宇和郡伊方町走手鼻見通し70メートルの点 イ Aから西宇和郡伊方町走手鼻見通し360メートルの点 ウ イから41度440メートルの点 エ Bから西宇和郡伊方町小振鼻見通し180メートルの点	個別漁業種	西宇和郡伊方町足成、三机、佐市、松之浜、大江、志津、小島、田部、高茂、神崎、大久、川之浜及び塩成	別記2及び4のとおり
伊珠区第4号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町三机地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町三机坂本乙3031番地の1の標識 B 西宇和郡伊方町三机シロバエ 点 ア AからB見通し470メートルの点から180度50メートルの点 イ Aから180度400メートルの点 ウ イから90度200メートルの点 エ ウから0度150メートルの点 オ エから270度50メートルの点 カ オから0度250メートルの点	個別漁業種	西宇和郡伊方町足成、三机、佐市、松之浜、大江、志津、小島、田部、高茂、神崎、大久、川之浜及び塩成	別記2及び4のとおり
伊珠区第5号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町神崎後の浜地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町神崎後の浜東防波堤基部から海岸線沿いに東へ100メートルの標識 B 西宇和郡伊方町神崎後の浜オソナグチの標識 点 ア Aから199度120メートルの点 イ Aから199度430メートルの点 ウ Bから199度400メートルの点 エ Bから199度100メートルの点	個別漁業種	西宇和郡伊方町足成、三机、佐市、松之浜、大江、志津、小島、田部、高茂、神崎、大久、川之浜及び塩成	別記2及び4のとおり
伊珠区第6号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町釜木地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町釜木防波堤突端西端 B 西宇和郡伊方町釜木コイノ浜西端の標識 点 ア Aから19度686メートルの点 イ Aから37度30分574メートルの点 ウ Bから342度266メートルの点 エ Bから333度511メートルの点	団体漁業種	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2及び4のとおり
伊珠区第7号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町平磯及び釜木地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町平磯赤岩鼻 B 西宇和郡伊方町釜木防波堤突端西端 点 ア Aから125度85メートルの点 イ Bから308度128メートルの点 ウ Bから31度324メートルの点 エ Aから73度452メートルの点	個別漁業種	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2及び4のとおり
伊珠区第8号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町二名津地先	ウア、アイ、イB及びビウの4直線によって囲まれた区域。ただし、最大低潮時海岸線から50メートルの区域を除く。 基点 A 西宇和郡伊方町二名津ツジカウラ浜南端 B 西宇和郡伊方町二名津イケの鼻 点 ア Aから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し310メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町明神漁港第3防波堤北端見通し150メートルの点 ウ Aから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し130メートルの点	団体漁業種	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2及び4のとおり
伊珠区第9号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町明神地先	アイ、イB、Bオ、オエ、エウ及びビアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町明神漁港第2防波堤突端南端 B 西宇和郡伊方町明神地区防波堤突端北端 点 ア Aから西宇和郡伊方町二名津ウドロ見通し150メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町二名津ウナイ浜の鼻見通し150メートルの点 ウ Aから西宇和郡伊方町二名津ウドロ見通し50メートルの点 エ Aから159度210メートルの点 オ AからBへ200メートルの点	個別漁業種	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2及び4のとおり
伊珠区第10号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市浅海地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市浅海原甲550番地地先の投光器柱 B 松山市浅海仙波谷川河口西側護岸東角 点 ア Aから315度150メートルの点 イ Aから315度450メートルの点 ウ Bから315度460メートルの点 エ Bから315度160メートルの点	個別漁業種	松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、土難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田	別記2及び4のとおり
伊珠区第11号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町釜木地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町釜木防波堤突端西端 B 西宇和郡伊方町釜木コイノ浜西端の標識 点 ア Aから19度686メートルの点 イ Aから37度30分574メートルの点 ウ Bから342度266メートルの点 エ Bから333度511メートルの点	個別漁業種	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2及び4のとおり
伊珠区第12号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町二名津地先	ウア、アイ、イB及びビウの4直線によって囲まれた区域。ただし、最大低潮時海岸線から50メートルの区域を除く。 基点 A 西宇和郡伊方町二名津ツジカウラ浜南端 B 西宇和郡伊方町二名津イケの鼻 点 ア Aから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し310メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町明神漁港第3防波堤北端見通し150メートルの点 ウ Aから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し130メートルの点	個別漁業種	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2及び4のとおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。
- 4 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。